

行財政改革実行プラン

平成18年3月 福 井 県

目次

策定の目的	1
定員管理の適正化	2
給与の適正化	4
民間委託等の推進	5
出先機関の見直し	8
外郭団体等の見直し	11
市町への権限移譲	12
財務管理の適正化	14
財政指標の目標と財政収支見直し	18

策定の目的

本県では、「福井県行財政構造改革プログラム」に基づき、平成15年度から18年度を推進期間として、行財政改革を推進しています。

この結果、職員数の削減や外郭団体等の統廃合などについては、1年前倒しで目標を達成することになりました。

一方、三位一体の改革や市町村合併が進展しており、国と地方、県と市町の役割分担を明確にし、効率的な執行体制を構築するとともに、国から自立した財政構造を確立するため、一層の行財政改革を推進する必要があります。

また、国では、地方公共団体において、5年間の「集中改革プラン」の策定を要請する閣議決定を行っています。

こうしたことから、本県では、平成17年度から21年度の5年間を推進期間として「行財政改革実行プラン」を策定することにします。

この実行プランにおいては、現在のプログラムを基本的に維持しながら、その達成状況を踏まえ、新たな数値目標とそれを実現するための改革手法を記載しています。

定員管理の適正化

職員数の適正な管理

- 平成17年4月から22年4月までの5年間は、教育や安全・安心の分野に配慮しながら県全体の職員数を4.6%削減
- 団塊の世代の退職に当たっては、退職者の再任用を活用するとともに、民間企業等の職務経験者の採用により、優秀な人材の確保や県職員の年齢構成の適正化を推進

◆ 一般行政部門の職員数について

教育や警察等を除く一般行政部門は、平成17年4月1日現在、3,229人で全国で一番少ない職員数となっています。

◆ 県全体の職員数の削減率4.6%について

全国の地方公共団体の過去5年間(平成11年4月から16年4月まで)の全職員数の削減実績4.6%を踏まえ、その実績と同じ県全体の職員数の削減率を今後5年間の新たな目標として設定するものです。

◆ 職員数の削減見込み

(単位：人)

部 門	H17年4月1日 職員数	H22年4月1日 職員数見込み	H17年4月1日から H22年4月1日までの削減	
			増減数	増減率
一般行政部門	3,229	3,046	△183	△5.7%
特別行政部門 (計)	10,270	9,777	△493	△4.8%
教育部門 (小計)	8,312	7,815	△497	△6.0%
県立大学	218	30	△188	△86.2%
教職員(教育委員会)	7,627	7,340	△287	△3.8%
事務局職員等(教育委員会)	467	445	△22	△4.7%
警察部門 (小計)	1,958	1,962	4	0.2%
警察官	1,612	1,632	20	1.2%
事務職員等	346	330	△16	△4.6%
公営企業部門 (小計)	917	930	13	1.4%
企業局	92	77	△15	△16.3%
県立病院	825	853	28	3.4%
合 計	14,416	13,753	△663	△4.6%

(注) H17. 4. 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づくものである。

県立大学は、公立大学法人化への移行による職員数の減を含む。

一般行政部門とは、総務部、総合政策部、安全環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納事務局、議会事務局、各種委員会を指します。

給与の適正化

給与構造改革

- 給料表の水準を平均4.8%引下げ
- 年功序列から職責や勤務実績に応じた給与制度への転換
- 特殊勤務手当をはじめとする諸手当や旅費制度の見直し

民間委託等の推進

アウトソーシングの推進

- 県民サービスの向上を図るため、民間のノウハウや技術等を活用したアウトソーシング（外部委託）を一層推進

◆ これまでのアウトソーシングの取組状況と今後の見込み

H15年度～H16年度の取組状況	H17年度～H21年度の見込み
医事業務等38人分の業務	新規に、庶務業務等55人分の業務をアウトソーシング

◆ アウトソーシングを検討する主な業務

業務内容	所属等	業務内容	所属等
庶務業務	政策推進グループ等	職業訓練業務	産業技術専門学院
窓口収納事務	県税事務所	土壌保全・農薬安全対策調査の分析業務	農業試験場
職員研修業務	自治研修所	試験研究補助業務	畜産試験場
受付・窓口業務	生活学習館	畜舎等管理・牛の育成業務	県営牧場
自然保護業務	自然保護センター	運転監視業務	滝波川第一発電所
食肉検査業務	食肉衛生検査所	水質検査業務	テクノポート福井浄化センター

官と民の競争の導入による公共サービスの改革

- 法制化が進められている官と民の競争の導入による公共サービスの改革について、本県での導入を検討

公共施設の管理運営の民営化の検討

- 既に指定管理者制度に移行した施設の状況を見極めながら、県が直営している施設について、管理運営の民営化を検討

◆ 公共施設の管理運営の民営化の状況

平成17年4月 「福井港九頭竜川ポートパーク」について、指定管理者制度を導入

平成18年4月 管理委託している「ふくい健康の森」等31の施設について、指定管理者制度へ移行

出先機関の見直し

出先機関の再編

- 健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所については、県民の利便性等に配慮しながら、福井、坂井、奥越、丹南、二州および若狭の6区域に1か所ずつ配置
- 県税事務所については、課税部門を嶺北地域、嶺南地域それぞれ1か所に集約

警察の組織再編

- 治安情勢や市町村合併に対応した警察署の再編

◆ 出先機関等の配置状況(平成18年4月1日現在)

区域	市町	県税事務所	健康福祉センター	農林総合事務所	土木事務所	警察署
坂井	あわら市		○			○
	坂井市	○		○	○	○ ○(※2)
福井	福井市	○	○	○	○	○ ○(※3)
	永平寺町					○
奥越	大野市	○	○	○	○	○
	勝山市		△		○	○
丹南	鯖江市		○		○	○
	越前市	○	△	○	○ ○(※1)	○ ○(※4)
	池田町					
	南越前町					
	越前町		△	○	○	○
二州	敦賀市	○	○	○	○	○
	美浜町					
	若狭町					
若狭	小浜市	○	○	○	○	○
	高浜町					
	おおい町					
配置数	6	6 分庁舎3	7	10	14	

(注)○は、出先機関等の配置を示す。△は、分庁舎の配置を示す。ただし、県税事務所および農林総合事務所については、二州庁舎、若狭庁舎をそれぞれ1機関と数えている。
 ※1は、武生および今立土木事務所、※2は、坂井および坂井西警察署、※3は、福井および福井南警察署、※4は、越前および今立警察署である。

公営企業の再編の検討

- 電力の自由化の進展により経営環境が変化する中で、将来における電気事業のあり方を検討

県立大学の公立大学法人への移行

- 県立大学について、地域や県民のニーズに対応したより一層の地域貢献に向け、平成19年度に主体的で効率的な「公立大学法人」へ移行

外郭団体等の見直し

外郭団体等の統廃合

- 人件費を含めた管理運営費の見直しと県民サービスの一層の向上を推進
 - ・ 高齢者等の多様なニーズに、よりの確に対応するため、(財)すこやか長寿財団を(社福)福井県社会福祉協議会に統合(平成17年度)
 - ・ 運営の効率化と利用率の向上を図るため、(財)サンドーム福井を(財)福井県産業会館に統合(平成17年度)
 - ・ 県民会館機能を手寄地区市街地再開発ビルへ移転するため、(財)福井県民会館を解散(平成19年度)

公社の経営改善

- 土地開発公社について、保有地の処分を集中的に実施し、解散を検討
- 住宅供給公社について、分譲宅地の完売に向けて計画的に販売し、解散を検討
- 道路公社について、解散を含めあり方を検討

市町への権限移譲

市町との役割分担と連携強化

- 県と市町の事業を体系的に整理し、広域自治体としての県と基礎自治体としての市町の役割分担を明確化するとともに、連携を強化
- 市町が自主的に取り組む特色あるまちづくりを支援するため、権限移譲と人的支援を推進

◆ 市町への権限移譲の状況(全市町へ移譲している19事務を除く)(平成18年4月1日現在)

番号	事務名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	高浜町	若狭町	おおい町
1	新たに生じた土地の確認の届出の受理等に関する事務	○	○		○	○	○	○	○								○	
2	字の名称および区域の変更等の届出の受理等に関する事務	○	○		○	○	○	○	○								○	
3	身体障害者相談員の決定等に関する事務						○											
4	知的障害者相談員の決定等に関する事務						○											
5	戦傷病者に対する補装具の支給および修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
6	母子寡婦福祉資金の貸付申請の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
7	墓地、納骨堂などの経営の許可等に関する事務	○					○										○	
8	浄化槽の設置等の届出、保守点検等に関する事務															○	○	
9	専用水道等に関する事務						○											
10	不在者投票における障害程度の証明書交付申請書の受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
11	福祉のまちづくり条例に基づく審査・指導・助言	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
12	土壌汚染状況調査の報告の受理等に関する事務	○					○											
13	騒音を規制する地域の指定に関する事務	○			○		○										○	
14	振動を規制する地域の指定に関する事務	○			○		○										○	
15	悪臭を規制する地域の指定に関する事務	○			○		○										○	
16	販売禁止鳥獣等の販売に係る許可に関する事務	○		○			○											
17	農地の開発行為の許可に関する事務						○		○									
18	農地等の権利移動等の許可に関する事務						○		○									
19	農地転用の許可等に関する事務						○		○									
20	土地改良区による土地改良事業計画の変更等の許可事務																○	
21	林地開発行為の許可に関する事務				○													
22	公有水面埋め立てに関する許可事務(市町が管理する漁港区域および同区域に係る海岸保全区域内のものに限る)	○	○		-	-	-		-		-	-					○	
23	住宅改良地区内の建築等の許可等に関する事務	○			○	○												
24	優良宅地・優良住宅の認定に関する事務	○			○	○	○											
25	開発行為の許可に関する事務	○			○		○											
26	個人・組合施行土地区画整理事業の認可等に関する事務	○	○									-	-					-
27	土地の試掘等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
28	個人施行者等の土地の立入等の許可等	○	○	○	○	○	○	○	○	○								

(注) ○は市町へ移譲している事務。-は当該市町が対象外となっている事務。

財務管理の適正化

施設管理の適正化

- ファシリティ(施設)マネジメントの考え方を導入
 - ・ 計画的な修繕による施設管理経費の平準化と施設の長寿命化
 - ・ 施設整備の抑制と現有施設の有効活用(空きスペースの活用、遊休資産の売却)
- 指定管理者制度の活用

◆ ファシリティマネジメントとは、

「企業、団体等が組織活動のために施設および環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」のことです。

(社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会)

県では、ファシリティマネジメントの考え方により、県民にとって必要な公共施設を、総費用を抑制しつつ、より長い期間、良好な状態で提供していきます。

効率的な事務の執行・管理

- 一件審査による公共事業等の見直し
 - ・ これまでの公共投資による整備水準の検証と今後の事業の重点化
 - ・ 道路整備における1.5車線化などローカルルール適用による適正規模の整備推進

- 契約方法の見直し
 - ・ 一括入札、長期継続契約による経費節減
 - ・ パソコンについて、リース期間を延長後、買取り方式へ変更

- 情報システムの最適化
 - ・ 機器の容量や保守管理経費の見直し

成果連動型予算の編成

- 毎年度の成果目標を明確にし、達成度によって次年度予算の伸び率や配分額に連動させる「成果連動型予算」システムについて、分野や成果、予算の伸び率等を検討し、本格導入

基金、特別・企業会計の有効活用

- 基金の有効活用
 - ・ 特定目的基金の弾力的な運用を検討
 - ・ 果実運用型基金の取崩型基金への転換を検討
- 基金や企業会計等の資産による外郭団体等の負債処理の検討

- ◆ 特定目的基金とは、特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金で、現在17基金あります。
果実運用型基金とは、資金を積み立てて、その運用益(預金利子等)を財源に充てるために設置される基金で、
取崩型基金とは、必要なときに基金を取崩して財源に充てるために設置される基金です。果実運用型基金は、現在8基金あります。

歳入の確保

- 県税収入の確保
 - ・ 徴収部門の強化
 - ・ インターネットを活用した公売の実施
 - ・ 企業立地の推進や産業の活性化による税源の涵養
- 受益と負担の適正化
 - ・ 使用料・手数料の見直し

財政指標の目標と財政収支見通し

財政構造改革の目標

【基本目標】

- 基金に依存しない財政構造の確立
- 県債残高の減少

【財政指標の目標数値】

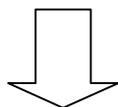
- 平成21年度末の財政調整基金等の残高60億円を確保
- 歳入の確保と歳出の抑制に努め、経常収支比率95%以下を維持
- 国から自立した財政構造確立のため、自主財源比率を向上
- 県債発行抑制によるプライマリーバランスの黒字確保、起債制限比率15%以下および起債依存度10%以下を維持

◆ プライマリーバランスとは、

県債の返済額を除いた歳出と、県債の借入額を除いた歳入との基礎的財政収支であり、返済額より借入額が少ない場合は黒字となる。

◆ 財政指標等の目標数値

項目	H18年度当初
基金の年度末残高	250億円
経常収支比率	93.2%
起債制限比率	14.1%
起債依存度	9.5%
プライマリーバランス	黒字
自主財源比率	39.6%



項目	H21年度目標
基金の年度末残高	60億円
経常収支比率	95%以下
起債制限比率	15%以下
起債依存度	10%以下
プライマリーバランス	黒字
自主財源比率	40%以上

(注) 現行のプライマリーバランスは、
臨時財政対策債を除いている。

◆ 財政収支見通し(収支改善計画を実施した場合)

(事業費ベース)

(単位:億円)

年度		H18年度 当初予算	H19年度	H20年度	H21年度
歳 入	県税	970	1,115	1,140	1,170
	地方交付税	1,235	1,240	1,235	1,250
	国庫支出金	821	765	705	645
	県債	734	690	615	595
	うち普通債	467	435	415	445
	うち豪雨対策分	68	75	35	
	うち臨時財政対策債	199	180	165	150
	地方消費税精算金等	341	205	210	210
	その他	715	740	745	720
	計 ①	4,816	4,755	4,650	4,590

歳 出	義務的経費	2,203	2,185	2,200	2,220
	うち人件費	1,286	1,290	1,295	1,270
	うち公債費	712	685	690	730
	投資的経費	1,441	1,360	1,200	1,110
	その他の経費	1,262	1,295	1,315	1,300
	計 ②	4,906	4,840	4,715	4,630

①-②	3年間で△190億円			
財源不足額(=基金取崩額)	△90	△85	△65	△40
年度末の財政調整基金等残高	250	165	100	60

(注) 445億円の収支改善対策を実施

< 参 考 >

◆ 財政収支見通し(収支改善計画を実施しない場合・・・平成19年度から21年度までの今後3年間で、635億円の財源不足)

(事業費ベース)

(単位:億円)

[財政収支見通しの試算条件]

年 度		H18年度 当初予算	H19年度	H20年度	H21年度
歳 入	県税	970	1,110	1,135	1,160
	地方交付税	1,235	1,240	1,235	1,250
	国庫支出金	821	785	740	695
	県債	734	630	565	555
	うち普通債	467	375	365	405
	うち豪雨対策分	68	75	35	
	うち臨時財政対策債	199	180	165	150
	地方消費税精算金等	341	205	210	210
	その他	715	730	740	715
	計 ①	4,816	4,700	4,625	4,585

<歳入>

- 県税・・・平成18年度の予算額をもとに国の名目成長率(2%)を参考に試算
三位一体の改革による平成19年度以降の税源移譲を含めて試算
- 地方交付税・・・平成18年度の地方財政計画をもとに試算
平成19年度以降の公債費支出や県税収入の見込みを含めて試算
- 国庫支出金・・・公共事業等の見込みにより試算
- 県債・・・普通債は、公共事業等の見込みにより試算
豪雨対策分は、公共事業等の見込みにより試算
臨時財政対策債は、平成18年度の地方財政計画をもとに試算
- 地方消費税精算金等・・・平成18年度の予算額をもとに国の名目成長率を参考に試算
- その他・・・平成18年度の予算額をもとに今後の事業計画を含めて試算

歳 出	義務的経費	2,203	2,190	2,215	2,245
	うち人件費	1,286	1,295	1,310	1,295
	うち公債費	712	685	690	730
	投資的経費	1,441	1,405	1,295	1,245
	その他の経費	1,262	1,305	1,330	1,315
計 ②	4,906	4,900	4,840	4,805	

<歳出>

- 人件費・・・平成18年度の職員数をもとに人員削減がないものとして試算
給与改定率は0%とし退職手当は各年度の退職者見込数により試算
- 公債費・・・県債の償還計画により試算
今後発行の県債については、金利2.0%で試算
- 投資的経費・・・平成18年度の予算額をもとに抑制を行わないものとして試算
豪雨対策分や今後の事業計画を含めて試算
- その他の経費・・・平成18年度の予算額をもとに抑制を行わないものとして試算
税収関連の市町交付金については、県税収入の伸びをもとに試算

①－②		3年間で△635億円		
財源不足額(=基金取崩額)	△90	△200	△215	△220
年度末の財政調整基金等残高	250	50	△165	△385

(注)H18年度のみ、収支改善後の当初予算案である。